

【件名】

出産・子育て応援交付金を活用した妊娠・出産・子育てトータルケア事業の対応状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区では、令和5年度より、国の「出産・子育て応援交付金」及び「東京都出産・子育て応援事業」を活用し、これまで実施してきた妊娠・出産・子育てトータルケア事業をさらに充実させ、相談支援と経済的支援を連動させた取組を進めている。

この度、経済的支援の一環として、「出産応援ギフト」及び「子育て応援ギフト」の支給を開始したので報告する。

1 出産・子育て応援交付金等を活用した事業の概要

(1) 伴走型相談支援

① 妊娠期の面談

ア 妊娠届出後、妊娠20週頃

妊産期相談支援面接（以下、「かんがる一面接」という）を実施する。

イ 妊娠32週前後

アンケートを実施し、希望する妊婦と面談を実施する。なお、アンケートの提出がない者については、架電による聞き取りを行う。

② 出産後の面談

出産後、提出された出生通知票等に基づき、「こんにちは赤ちゃん訪問」事業にて産後の面談を実施する。

(2) 経済的支援

① 妊娠期

上記(1)①のかんがる一面接を受けた妊婦に対して、育児パッケージ（子ども商品券）の配布に加え、申請があった妊婦に対して、新たに「出産応援ギフト（妊婦一人につき5万円相当の電子ギフト券）」を支給する。

② 出産後

上記(1)②の「こんにちは赤ちゃん訪問」事業において、訪問指導員等と面談を行ったうえで申請をした者に対して、新たに「子育て応援ギフト（子ども一人につき10万円相当の電子ギフト券）」を支給する。

2 遡及によるギフトの支給

国の実施要綱では、以下の者について、遡及によるギフトの支給対象者となることから、当該対象者については、区から案内（申請書及びアンケート）を送付している。なお、遡及によるギフトの支給の申請の締め切りは、令和5年8月末日としている。

(1) 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの遡及対象者

令和5年4月以降、中野区に住民登録のある者のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に出生した子を主に養育する方

① 案内送付数

2, 125件

② 案内送付日

令和5年5月30日

(2) 出産応援ギフトの遡及対象者

令和5年4月以降、中野区に住民登録のある者のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に妊娠届を提出し、令和5年4月1日時点で出産されていない方（妊娠後出産に至らなかった方も含む。）

① 案内送付数

1, 243件

② 案内送付日

令和5年5月30日、令和5年6月6日

(3) 転入・転出者への対応

令和5年4月1日以降に中野区に転入した方については、順次、案内を送付し、支給対象の要件を満たす場合には、申請に基づき、ギフトを支給する。また、転出した方については、転出先の自治体にて手続きを行う。